

吹田市子育て世帯家事・育児支援事業委託業務仕様書

1 委託内容

吹田市子育て世帯家事・育児支援事業実施要領（以下「要領」という。）に基づき、家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦・ヤングケアラー等がある家庭の居宅を支援員が訪問し、家事・育児の支援を行う。

この事業において、ヤングケアラーとは、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者で18歳未満の者をいう。

2 対象者

吹田市内に居住し、次のいずれかに該当する家庭のうち、特に支援が必要と認められるものとする。原則として、他の公的な家事・育児等の福祉サービスを利用している家庭は対象としない。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号、以下「法」という。）第6条の3第8項に規定する要保護児童のいる家庭及びそれに該当する恐れのある家庭
- (2) 法第6条の3第5項に規定する要支援児童及び不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育の支援が必要な児童のいる家庭及びそれに該当する恐れのある家庭
- (3) 法第6条の3第5項に規定する特定妊婦のいる家庭及びそれに該当する恐れのある家庭
- (4) その他吹田市が特に支援が必要と認める家庭

3 支援内容

支援員が対象者の居宅において行う支援は、次に掲げる内容その他これらに付帯するものであって、通常必要と認められる支援とする。

(1) 家事支援

- ア 食事の準備及び片付け
- イ 衣類の洗濯及び補修
- ウ 住居の清掃及び整理整頓
- エ 生活必需品の買物
- オ その他日常的な家事に関して特に必要と認められるもの

(2) 育児支援

- ア 授乳、食事の世話
- イ おむつの交換、排せつの介助
- ウ 衣服の着脱
- エ もく浴の介助

- オ 保育所等の送迎
 - カ 子育て支援に関する情報提供
 - キ その他日常的な育児に関して特に必要と認められるもの
- (3) 次に掲げる支援は対象外とする。
- ア 病児及び病後児の世話
 - イ 留守の居宅における支援
 - ウ 感染症の患者のいる居宅における支援

4 実施日及び時間

- (1) 実施日 月曜日から金曜日まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日及び12月29日から翌年の1月3日までは除く
- (2) 実施時間 午前7時から午後9時まで
- (3) 上記にかかわらず、特に必要と認められる場合は、この限りではない。

5 利用回数等

- (1) 1回の利用は、1時間以内とする。
- (2) 1週間当たりの利用日数は、3日以内とする。
- (3) 1週間当たりの利用時間は、3時間以内とする。
- (4) 実施は1時間単位とする。
- (5) 1日の利用が2回以上の場合、1日の利用時間は合算するものとする。
- (6) 上記にかかわらず、特に必要と認められる場合は、この限りではない。

6 支援員の要件

支援員は、こども家庭庁作成「子育て世帯訪問支援事業ガイドライン」に規定される研修をすでに受けている、又は今後速やかに受けることができる者であって、本事業による支援を実施する能力を備え、次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 法及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74令）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。
- (3) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等の虐待を行った者

(4) その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

7 委託料

単価契約（実績払）とし、以下の経費を含むものとする。

- (1) 支援活動中の事故等に備え加入する保険料。ただし、事業者が既に独自に保険へ加入しており、当事業の事故等もそれに対応できる場合は、新たに加入する必要はない。
- (2) 支援員の派遣に要する交通費
- (3) 事務費

8 支援員の派遣

事業者は、吹田市子育て世帯家事・育児支援事業決定（継続・変更）通知書（様式第2号）及び吹田市子育て世帯家事・育児支援事業措置決定（継続・変更）通知書（様式第7号）による通知を受けた場合は、支援計画に沿って、支援員を派遣するものとする。

9 履行確認

支援員は、当該支援終了後、速やかに支援の内容その他必要な事項を吹田市子育て世帯家事・育児支援事業実施記録票（様式第3号）に記入し、利用者から履行の確認を受けなければならない。

10 利用者から徴収する費用

下記に掲げる費用については、事業者が利用者から徴収するものとし、徴収にあたっては、領収証を発行するものとする。

- (1) 別表1に規定する利用者負担額
- (2) 支援員が生活必需品の買い物その他の支援を行う際、移動のための交通費等を必要とする場合における当該交通費等の実費相当額

10の2 中止時の費用

下記に掲げる費用については、事業者が利用者から徴収することができ、徴収にあたっては、領収証を発行するものとする。その費用の設定及び徴収にあたっては、事業者において関係法令を遵守し合理的に設定のうえ利用者に対し事前に書面にて提示すること。

- (1) 利用者の都合により、受託事業者の定める期日以降に連絡して利用を中止した場合には、受託事業者は1,500円を上限として受託事業者が定める費用。

- (2) 利用者が事前連絡無く訪問時に不在である等の事情で中止せざるを得ない場合には、受託事業者は当該中止により通常生ずべき損害の範囲内において、受託事業所が定める費用。

1.1 端数計算

1回の支援時間に端数が生じるときは、30分未満を切り捨て、30分以上を1時間に切り上げるものとする。

1.2 実績報告及び委託料の請求

事業者は、原則、支援を実施した月の翌月に、速やかに吹田市子育て世帯家事・育児支援事業実績報告書（様式第4号）及び吹田市子育て世帯家事・育児支援事業委託料請求書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

1.3 スタッフ体制

事業実施にあたっては次のとおりスタッフを配置すること。

- (1) 受注業務の実施責任者の役割に相当する者を配置すること。（名称は実施責任者に限定しない。）
- (2) 旧訪問介護員（ホームヘルパー）1級以上の資格を有する者又は介護職員実務者研修を修了した者、保育士又は幼稚園教諭のいずれかの資格を有する者を配置し、支援員の相談指導体制を確保すること。
- (3) 苦情相談窓口を設置し、責任者及び担当者を配置すること。

1.4 緊急時の対応

支援員による支援の実施中に事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、遅滞なく書面により吹田市へ報告しなければならない。

また、吹田市の故意又は重過失である場合以外は、受託事業者がその責任において処理にあたらなければならない。

1.5 業務の完了

受託事業者は、仕様書に基づく業務が完了したときは、契約期間終了後遅滞なく、吹田市子育て世帯家事・育児支援事業業務完了報告書（様式第6号）により、吹田市へ報告しなければならない。

吹田市は、仕様書に基づく業務の履行状況及びその結果について、受託事業者に随時報告を求め、必要に応じて現地調査ができるものとする。

1.6 個人情報の保護

支援員及び事業者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、吹田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月28日条例第36号）その他個人情報の保護に関する全ての関係諸法令を遵守しなければならない。また、当該業務を行うに際して知り得た情報についても適正に管理し、正当な理由なく他者に漏らしてはならない。その業務を退いた後も同様とする。

1.7 記録の整備

利用者に対する支援に関する諸記録を整備し、当該支援を実施した日の属する会計年度（地方自治法（昭和22年法律第67号）第208条の規定による。）の次の年度から5年間保存しなければならない。

1.8 その他

この仕様書に定めるものの他、本事業の実施に必要な事項は、事業者と吹田市が協議の上、決定するものとする。

別表1 （利用者負担額）

利用者区分		区分の内容	1時間当たりの金額
A		生活保護世帯	0円
B	年間利用 9.6時間以内	市民税非課税世帯（事業を利用する日の属する月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）	0円
	年間利用 9.7時間以上	市民税非課税世帯（事業を利用する日の属する月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）	300円
C	年間利用 4.8時間以内	市民税所得割課税額77,101円未満世帯（事業を利用する日の属する月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）	0円
	年間利用 4.9時間以上	市民税所得割課税額77,101円未満世帯（事業を利用する日の属する月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）	600円
D		上記以外の世帯	900円
措置		措置決定世帯	0円

※消費税は非課税

※措置決定世帯は利用者区分Aに準じる。